

ちゅうおう 国保だより

国保の加入者 (令和7年4月30日現在)
世帯数 21,172世帯
被保険者数 26,971人

令和7年6月発行
中央区福祉保健部保険年金課
〒104-8404 中央区築地1-1-1 ☎(3543) 0211 (代表)



国民健康保険料決定のお知らせ

資格係 ☎(3546) 5362

7年度の保険料について

令和7年度の国民健康保険料が下記のとおり改定されました。
国保加入者の医療費等は保険料でまかなわれています。

◎基礎分保険料 (加入者全員の方が納める保険料です)

均等割額
一人あたり
47,300円 × 加入者数

+

所得割額
加入者全員の賦課の
もとなる所得 ×0.0771

限度額は世帯で
66万円

◎後期高齢者支援金分保険料 (加入者全員の方が納める保険料です)

均等割額
一人あたり
16,800円 × 加入者数

+

所得割額
加入者全員の賦課の
もとなる所得 ×0.0269

限度額は世帯で
26万円

◎介護分保険料 (40歳から64歳までの方が納める保険料です)

均等割額
一人あたり
16,600円 × 第2号
被保険者数※

+

所得割額
第2号被保険者全員の
賦課のもとなる所得×0.0225

限度額は世帯で
17万円

合計額が
一年間の
保険料

※第2号被保険者は40歳～64歳の方。なお65歳以上の方の介護保険料は、国民健康保険料とは別に納めていただきます。
※賦課のもとなる所得とは、前年の総所得及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から住民税基礎控除を控除した額です(雑損失の繰越控除は適用しません)。



保険料の特別徴収 (年金からの天引き)

世帯全員が前期高齢者(65歳～74歳)で世帯主が年間18万円以上の年金を受給し、国民健康保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の1/2以下の場合、国民健康保険料が特別徴収(年金からの天引き)となります。

なお、特別徴収に該当する方も、申請により口座振替に変更することができます。

保険料のお支払い

1年間の保険料を6月から翌年3月までの10回割で納めていただきます。

各月の末日が納期限となります。

世帯全体の1年分の保険料

4月
お休み

5月
お休み

6月～3月
各月末日納期の10回払い

※お休みとなる4、5月分の保険料は、6月から翌年の3月までの保険料に振り分けて上乗せされます。



※詳しくは「令和7年度版 国保のてびき」のP.28、33～34をご覧ください。

① 令和6年中の所得が一定基準以下の方に対する軽減

世帯主と加入者全員の前年の総所得金額等の合計金額が一定基準以下の場合、保険料均等割額が軽減されます（所得に応じて7割、5割、2割の3段階）。



① 未就学児の方に対する軽減

国保に加入している未就学児の保険料の均等割額について2分の1が減額されます。所得に応じた保険料均等割額の軽減が適用される場合は、軽減適用後の金額について2分の1に減額されます。ただし、未就学児の均等割軽減後の保険料額が賦課限度額を超えている場合は、賦課限度額が保険料額となります。



① 出産する(した)方に対する免除

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月。多胎妊娠の場合は6か月）の均等割保険料及び所得割保険料を免除します（別途届出が必要です）。



① 倒産・解雇、雇い止め等により退職された方に対する軽減

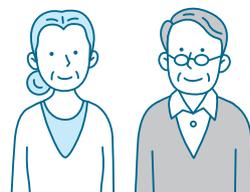
以下の条件全てに該当される方は保険料が軽減されます（別途届出が必要です）。

- ①倒産・解雇、雇い止め等により、退職された方
- ②退職時に65歳未満の方
- ③退職時に雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の交付を受け、離職理由が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」にいずれかの方（ただし、特例受給資格者および高年齢受給資格者は除きます）



① 被用者保険の被扶養者だった方に対する減免

75歳に到達する方が被用者保険（会社等の健康保険）から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被保険者から国保加入者になった方のうち、65歳以上の方については、保険料の所得割額を免除し、加入から2年を経過する月まで均等割額を2分の1にする減免措置が講じられています（別途申請が必要です）。





次のようなときは脱退の手続きをしてください。

- 勤め先の健康保険に加入したとき
- ほかの区市町村へ転出するとき
- 生活保護を受け始めたとき
- 死亡したとき



必要なもの

- ・国保を脱退する方全員分の中央区の国民健康保険証(有効期限内のもの)
- ・勤め先の資格確認書等(勤め先の健康保険に加入したとき)
- ・対象となる方と世帯主のマイナンバーが確認できる書類
- ・本人確認書類



※郵送での届け出も可能です。上記の必要なもののうち、国民健康保険証は原本を、それ以外はコピーを同封し、コピーのいずれかの余白に国民健康保険を脱退する旨と連絡先電話番号を記入したうえ、以下のあて先へ郵送してください。
(あて先 〒104-8404 中央区築地1-1-1 中央区役所福祉保健部保険年金課資格係)

※中央区の国民健康保険の資格がなくなった後に、中央区の資格確認書等を使用した場合、中央区が負担した額を返していただくことになります。

※国民健康保険料は原則として、その年度の最初の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後は、賦課の決定・変更ができません。国保を脱退する届出や過年度分の所得の申告などが遅れると、納付した保険料をお返しできない場合がありますのでご注意ください。

日曜日に窓口を開設しています

日曜日[※]に国民健康保険等の取扱窓口を開設していますので、ご利用ください。

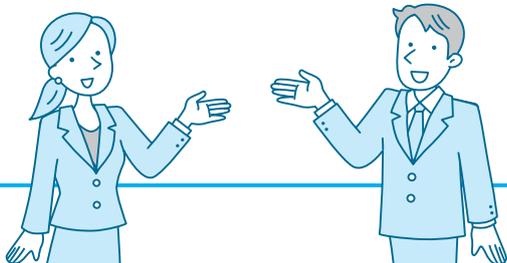
○取扱業務

- ・国民健康保険の加入・喪失届の受付
- ・後期高齢者医療制度に関する資格の届出の受付

○開設場所・時間

区役所本庁舎1階・9時から17時まで

※ただし、毎月第3土曜日の翌日及び
年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。



令和7年度の 住民税の申告はお済みですか

申告された内容は次の基礎資料となります。

- ①国民健康保険料の所得割額の算定
- ②国民健康保険料の軽減の判定
- ③資格確認書等の自己負担割合の判定
- ④入院時食事代の標準負担額の判定
- ⑤高額医療費の自己負担額の判定

前年の所得が少なかった方、または無かった方も保険料軽減等の判定資料となりますので、住民税の申告をしてください。



マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせについて



資格係 ☎(3546) 5362

令和6年12月2日以降、従来の保険証の新規発行が廃止され、保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする制度に移行しました。

お手元にある保険証は、記載されている有効期限まで使用することができます。有効期限が切れる前まで(7月中旬頃)に、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、お持ちでない方には従来の保険証と同様にご使用いただける「資格確認書」を一斉交付する予定です。



国民健康保険料の納付は、口座振替でのお支払いをお願いしています

(年金から保険料を差し引かれている方を除く)

収納係 ☎(3546) 5365

- 引落日は毎月末日(末日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)です。毎月支払いに行く手間がなくなり、支払い忘れの心配がありません。
- 口座振替依頼書、キャッシュカード、またはスマートフォンでお手続きが可能です。
- 口座振替の手続方法については中央区ホームページをご覧ください。



スマートフォンによる 口座振替のお手続き

中央区ホームページ > くらし・手続き > 保険・年金 > 国民健康保険 > 保険料と納付 > AIRPOSTを利用してスマートフォンで口座振替の登録ができます。

または
QRコードから



▲ 中央区 AIRPOST

口座振替の 手続方法について

中央区ホームページ > くらし・手続き > 保険・年金 > 国民健康保険 > 保険料と納付 > 国民健康保険料の納め方

または
QRコードから



▲ 国民健康保険料の納め方

納付証明書等を自宅で 受け取ることが可能になりました

収納係 ☎(3546) 5365

オンライン申請



郵送で
証明書を受取

【費用】 交付手数料 1通 300円+郵送料110円
【支払方法】 クレジットカード・PayPayのみ

中央区ホームページ > くらし・手続き > 保険・年金 > 国民健康保険 > 保険料と納付 > 納付証明書等について
オンライン申請による郵送交付ができる
ようになりました



▲ 証明書のオンライン申請

保険料は納期限（毎月末日）までに 納めましょう



収納係 ☎(3546) 5365

下記の事情で口座振替ができない場合は、納付書でのお支払いをお願いします。

- 納期限を過ぎた保険料を納付するとき
- 預金口座を保有していないとき
- 口座振替の開始手続きを完了する以前の納期分の保険料を納付するとき

【納付書を使用した支払方法の種類】

| 納付種別 | 納付方法（場所等） | 上限額 | 手数料 | 領収書 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--------------|---|--|----------------|--|------|-------|-----------|-----|----------------|-----|-----------------|------|-----------------|------|--------------------------|--|----|
| 納付書 | 窓口納付 | 区役所及び各特別出張所・銀行（ゆうちょ含む）・信用金庫・信用組合など | なし | あり | | | | | | | | | | | | | | |
| | コンビニエンスストア等 | セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソンなどコンビニエンスストア等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | スマートフォン決済アプリ | <p>アプリをインストールし、納付書に記載されたバーコードを読み込むことで支払いができます。</p>  | 30万円以下 | なし | | | | | | | | | | | | | | |
| | クレジットカード | <p>「モバイルレジ」アプリをインストールし、納付書に記載されたバーコードを読み込むことでクレジットカードで支払いができます。</p>  | 10万円以下 | なし | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">クレジットカード決済の手数料</th> </tr> <tr> <th>納付金額</th> <th>決済手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1円～5,000円</td> <td>27円</td> </tr> <tr> <td>5,001円～10,000円</td> <td>82円</td> </tr> <tr> <td>10,001円～20,000円</td> <td>165円</td> </tr> <tr> <td>20,001円～30,000円</td> <td>275円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以後、同様に10,000円ごとに110円ずつ加算</td> </tr> </tbody> </table> | クレジットカード決済の手数料 | | 納付金額 | 決済手数料 | 1円～5,000円 | 27円 | 5,001円～10,000円 | 82円 | 10,001円～20,000円 | 165円 | 20,001円～30,000円 | 275円 | 以後、同様に10,000円ごとに110円ずつ加算 | | なし |
| クレジットカード決済の手数料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納付金額 | 決済手数料 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1円～5,000円 | 27円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5,001円～10,000円 | 82円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,001円～20,000円 | 165円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20,001円～30,000円 | 275円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 以後、同様に10,000円ごとに110円ずつ加算 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

国民健康保険料を納期限後に納付した場合は、納期限の翌日から納付までの日数に応じた延滞金が保険料に加算され、納付していただくこととなりますのでご注意ください。

保険料の滞納が続く場合



収納推進担当 ☎(3546) 5368

保険料の納付が困難な場合は、そのままにせず、早めにご相談ください。滞納が続く場合、法律に基づいて財産（預貯金、生命保険、不動産、給与など）を調査し、差押えなどの滞納処分を行います。保険料の納付相談は窓口のほか電話でも受け付けますので、まずはご相談ください。



〈 特定健康診査とは 〉

特定健康診査は、生活習慣病の予防のために、危険因子であるメタボリックシンドロームに着目した健康診査を行います。中央区では、40歳から74歳までの中央区国民健康保険に加入している方を対象に、特定健診を実施しています。

【対象者】 40歳以上の中央区国民健康保険加入者

【受診方法について】

区から受診券を送付しますので、区内実施医療機関へ直接連絡し、受診してください。

| 対象 | 発送時期 | 受診期間 |
|-------------|------|--------|
| 4月～7月生まれの方 | 5月上旬 | 5月～9月 |
| 8月～11月生まれの方 | 6月下旬 | 7月～11月 |
| 12月～3月生まれの方 | 8月下旬 | 9月～1月 |

※8月生まれ以降の方で早めの受診を希望される場合はご連絡ください。

【健診内容】

身長・体重・腹囲・血圧測定、血液・尿検査、心電図、がん検診など



【実施機関】

区内実施医療機関
(受診券に同封の医療機関名簿をご覧ください)

特定保健指導のご案内

中央区国民健康保険に加入されている方で、特定健康診査の受診結果により、生活習慣の改善が必要と判定された方に、特定保健指導を行っています。

※服薬中の方は対象になりません。 ※75歳以上の方は対象ではありません。

特定保健指導の開始方法は次の2通りです。

① 健診結果説明と同時に特定保健指導の初回面接を開始する方法

- ・健診の結果説明の当日から概ね1か月までの間となります。
- ・医療機関の診療状況等により、健診結果説明と同時にできないことがあります。

② 健診受診後、概ね3か月後に区から対象の方にお送りする利用券を使用する方法



人間ドックや事業者による健診を受ける方へ

検査データを活用して専門医から健康になるためのアドバイスが受けられます

中央区国民健康保険に加入する方で、人間ドックやお勤め先での健診を受けている方は、概ね3か月以内の検査結果を医療機関へ持参し、検査済みの項目を省略して健康相談などを受けることができます。また、検査済み項目を再検査することもできます。



『還付金詐欺』『振り込め詐欺』にご注意ください!

令和7年3月現在、還付金詐欺の電話が区内で多発しています。実際にお金をだまし取られる被害にあわれた方もいます。区役所から区民等の皆様に「保険料の還付」「医療費の払いすぎ」などの理由でATM操作をお願いすることや、口座番号などの個人情報について聞き出すような電話をすることはありません。

不審に思ったら、区役所または警察にご相談ください。

防災危機管理課窓口で、65歳以上の区民が居住する世帯を対象に、還付金詐欺などの電話撃退に効果のある「自動通話録音機」を無料で貸し出しています。

令和6年の区内特殊詐欺被害

認知件数 **44** 件

被害総額 **約2** 億円以上



依然として、**多数の方が被害にあっています!**

| | | |
|---------|-----------------|-------------|
| 保険年金課 | 保険料の還付など…収納係 | (3546) 5365 |
| | 医療費・高額療養費など…給付係 | (3546) 5360 |
| 防災危機管理課 | 自動通話録音機の貸し出し | (3546) 5087 |

| | | | |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 中央警察署 | (5651) 0110 | 築地警察署 | (3543) 0110 |
| 久松警察署 | (3661) 0110 | 月島警察署 | (3534) 0110 |